

(監査委員事務局：監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）)

監査委員公表第693号

令和4年3月31日付け監査第933号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年8月12日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長		野	恭	子
大分県監査委員	駕		海		豊
大分県監査委員	戸		高	賢	史

1 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局・土木建築部)		
大分土木事務所	令和3年11月12日	<p>注意事項</p> <p>現金出納事務について、領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>事務担当班内で研修を行い、会計規則等の再確認を行った。</p> <p>今後は、保管現金以外は入れておかないように金庫の引出し内を整理し、複数人によるチェックを行い、払込金額と現金出納表との突合を徹底する。</p> <p>また、職員間で声かけ確認を行う等、払込み漏れの再発防止に努める。</p>